

## 愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

### 1 計画改正の経緯

平成 25 年 4 月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」では、都道府県がその区域に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画を定めるよう求めている。

本県では、新型インフルエンザが発生した場合に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、「愛媛県新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 17 年 12 月に策定(最終改正：平成 24 年 3 月)しているが、特措法の施行や、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が新たに策定されたことから、本県の当該計画を見直し、発生段階の分類など政府行動計画との整合性を図りつつ、個別の取組項目等を示す、法に基づく新たな行動計画として策定することとした。

### 2 対策の主たる目的

新型インフルエンザによる影響をできるだけ軽減するため、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限になるようにする。

#### ●被害規模（想定）

|       | 国          | 本県        |
|-------|------------|-----------|
| 罹患者数  | 約 3,200 万人 | 約 35.8 万人 |
| 受診患者数 | 約 2,500 万人 | 約 28.6 万人 |
| 入院患者数 | 約 200 万人   | 約 2.2 万人  |
| 死亡者数  | 約 64 万人    | 約 0.7 万人  |

### 3 対策の基本的考え方

病原性の高い新型インフルエンザの発生を想定した計画であるが、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の病原性が想定したほど高くなかったことを踏まえ、前回と同様、発生したウイルスの特徴等に応じ、各対策を選択して実施することを明記した。

また、対象となる感染症を新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に改めた。

### 4 発生段階

平成 21 年の新型インフルエンザ発生時の検証により、都道府県ごとに発生状況が異なることが明らかになったことから、医療体制の整備や感染拡大防止策を本県の発生状況に応じて柔軟に行うため、国の行動計画に準じて発生段階を 6 段階として整理する。

（未発生期、海外発生期、県外発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期）

### 5 対策の主要項目

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主目的を達成するため、具体的な対策を 6 項目に分けて立案する。

➤国の行動計画に準じて 8 項目から 6 項目とする。

「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止（予防接種を含む）」、「⑤医療（抗インフルエンザウイルス薬を含む）」、「⑥県民生活・県民経済の安定の確保」に分類する。

**【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態****▶発生に備えた準備**

- (1) 健康危機管理体制の構築
- (2) インフルエンザによる重症化の把握、学校におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業の状況を把握
- (3) 感染予防対策等の情報提供、発生段階ごとの情報提供の内容検討
- (4) 感染した場合の基本的な感染対策（不要な外出を控える等）の理解促進  
特定接種の体制整備、速やかに住民接種が行えるよう技術的支援、接種体制の構築に協力
- (5) 医療体制確保のための協力要請、確認
- (6) 販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等の体制整備を要請

**【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態****▶県内発生に備えた医療体制等の整備**

- (1) 政府対策本部が設置された場合は、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部を設置
- (2) 患者・入院患者の全数把握体制の開始、学校におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況の把握の強化
- (3) 健康相談窓口の設置、市町に対し健康相談窓口の設置要請
- (4) 関係機関との調整・準備の確認、社会福祉施設等に対し、感染予防策の強化  
国と連携し、登録事業者（医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの）の従業員等に対する特定接種開始
- (5) 「帰国者・接触者外来」を設置、受診対応  
保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置、有症者のトリアージを実施
- (6) 指定地方公共機関等事業者に事業継続に向けた準備を要請

**【県外発生期】（地域未発生期）いずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内において患者が発生していない状態****▶感染拡大防止策の準備**

- (1) 愛媛県新型インフルエンザ等対策本部において国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定
- (2) 緊急事態宣言を受け、市町対策本部設置
- (3) 相談窓口体制を強化
- (4) 公共機関等多くの方が利用する施設での利用者のマスク着用の励行を要請
- (5) 医療機関の空き病床数を把握
- (6) 指定地方公共機関等事業者は業務継続のため必要な措置を開始指定
- (7) 国の指示のもと、住民接種開始

**【県内発生早期】**（地域発生早期）県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触者を疫学調査で追える状態

➤積極的な感染防止対策の実施

- (1) 相談窓口等の拡充（コールセンターとしての外部委託等）を検討
- (2) 患者の入院勧告、濃厚接触者への外出自粛要請等を実施
- (3) 県民に対し可能な限り外出を控えるよう要請することを検討
- (4) 学校・保育施設等の臨時休業等を検討
- (5) 緊急事態宣言時、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請

**【県内感染期】**（地域感染期）県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状況

➤被害軽減を主目的とした対策の実施

- (1) 対策本部を開催し、対策の変更や追加を決定
- (2) 患者・入院患者の全数把握を中止
- (3) 帰国者・接触者センターを中止
- (4) 一般の医療機関での診療に切り替え
- (5) 帰国者・接触者外来及び患者の入院勧告は中止し、軽症者は自宅療養、重症者は入院、
- (6) 市町に対する自宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療等）を要請

**【小康期】**患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状況

➤流行の第二派に備えた準備

- (1) 学校における新型インフルエンザ等の集団発生状況の把握の強化
- (2) 学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛の解除等の目安を周知
- (3) 対策に関する評価を行い、計画等の見直しを実施